

議案第 101 号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 6 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例

川崎市建築基準条例（昭和 35 年川崎市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 3 項中「又は長屋」を「、長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改める。

第 10 条中「児童福祉施設等」の次に「（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）」を加え、「及び準耐火建築物」を「、準耐火建築物及び法第 27 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物」に改める。

第 19 条中「又は幼稚園」を「、幼稚園又は幼保連携型認定こども園」に、「及び準耐火建築物」を「、準耐火建築物及び法第 27 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物」に改める。

第 20 条中「幼稚園」の次に「、幼保連携型認定こども園」を加え、「及び準耐火建築物」を「、準耐火建築物及び法第 27 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物」に改める。

第 21 条第 2 号中「耐火建築物」の次に「又は法第 27 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物（令第 110 条第 2 号に掲げる基準に適合するものに限る。）」

を加える。

第23条中「令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準」を「1時間準耐火基準」に改める。

第26条第1項中「及び準耐火建築物」を「、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物」に改める。

第29条中「令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準」を「1時間準耐火基準」に改める。

第30条第1項及び第32条第1項中「耐火建築物」の次に「又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）」を加える。

第39条第1項中「及び準耐火建築物」を「、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物」に改める。

第47条第3項中「耐火建築物」の次に「又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）」を加える。

第55条及び第57条第1号中「令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準」を「1時間準耐火基準」に改める。

第61条の3の次に次の1条を加える。

（特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する制限の緩和）

第61条の4 法第38条の規定に該当する建築物については、第4条、第5条第1項若しくは第3項、第9条、第10条、第18条から第20条まで、第21条（第39条第2項において準用する場合を含む。）、第22条、第23条（第39条第2項において準用する場合を含む。）、第24条、第25条、第26条第1項、第27条（第39条第2項において準用する場合を含む。）、第28条から第33条まで、第35条から第38条まで、第39

条第1項、第41条、第42条第1項若しくは第3項、第43条、第44条（第4項を除く。）、第45条、第46条（第2項を除く。）、第47条、第49条、第50条、第54条第1項若しくは第2項、第55条から第57条まで又は第5章の規定は、市長がその構造方法又は建築材料がこれらの規定に適合するものと同等以上の効力があると認めた場合においては、適用しない。

第65条第1項中「設計者（）」の次に「設計図書に記載された認定建築材料等（型式適合認定に係る型式の建築材料若しくは建築物の部分、構造方法等の認定に係る構造方法を用いる建築物の部分若しくは建築材料又は第61条の4の規定による認定に係る特殊の構造方法を用いる建築物の部分若しくは特殊の建築材料をいう。以下同じ。）の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、」を加え、「においては、」を「（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の2及び第65条の改正規定並びに次項の規定は、平成27年9月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

建築基準法第52条第5項の規定に基づき定める地盤面の規定の対象に老人ホーム等の用途に供する建築物を加えること、同法第38条の規定に適合する建築物で市長が認めるものについて条例の規定を適用しないこととすること等のため、この条例を制定するものである。